

山口県高等学校文化連盟諸規程

[会 計 規 程]

昭和 62 年 4 月 1 日制定
平成 4 年 4 月 1 日改正
平成 5 年 4 月 1 日改正
平成 8 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正

- 第 1 条 この規程は、山口県高等学校文化連盟規約に基づき、会計経理に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 条 すべての収入、支出は予算に計上しなければならない。
- 第 3 条 会長は、収支予算書及び事業計画書の案を作成し、これを評議員会に提出しなければならない。
- 第 4 条 会計経理は、収入科目、支出科目及び整理科目を設けて経理の整理をし、現金及び預金出納簿を備え、全ての経理内容を記入するものとする。
- 第 5 条 会長は、決算報告書について、監事の監査を受けた後、これを評議員会に提出しなければならない。
- 第 6 条 各高等学校は、毎年 5 月 31 日までに、加盟費を納入するものとする。
加盟費内訳
①各高等学校生徒数に以下の金額を乗じたもの
（全日制生徒） 350 円
（定時制、特別支援学校高等部生徒） 50 円
②各学校の学級数に 100 円を乗じたもの。（定時制、特別支援学校は除く）
- 第 7 条 この規程の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

[事 務 局 規 程]

昭和 62 年 4 月 1 日制定
昭和 62 年 7 月 14 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正

- 第 1 条 この規程は、山口県高等学校文化連盟規約に基づき、事務局の運営に関し必要事項を定めるものとする。
- 第 2 条 事務局に次の職員を置く。
(1) 事務局長
(2) 事務局員 ア 事務局次長 イ 総務係 ウ 会計係
- 第 3 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。
- 第 4 条 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 第 5 条 事務局総務係は、事務局長の命を受け、総務・企画・文書等に関する事項を分掌する。
- 第 6 条 事務局員会計係は、事務局長の命を受け、会計に関する事項を分掌する。
- 第 7 条 事務局の会計に関する規程その他事務処理上必要な諸規程は、別に定める。
- 第 8 条 その他事務局の細目的事項は、会長が別に定める。
- 第 9 条 会長が命令する出張等の旅費は、山口県旅費規程に準じて支給する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。